

労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令案の概要

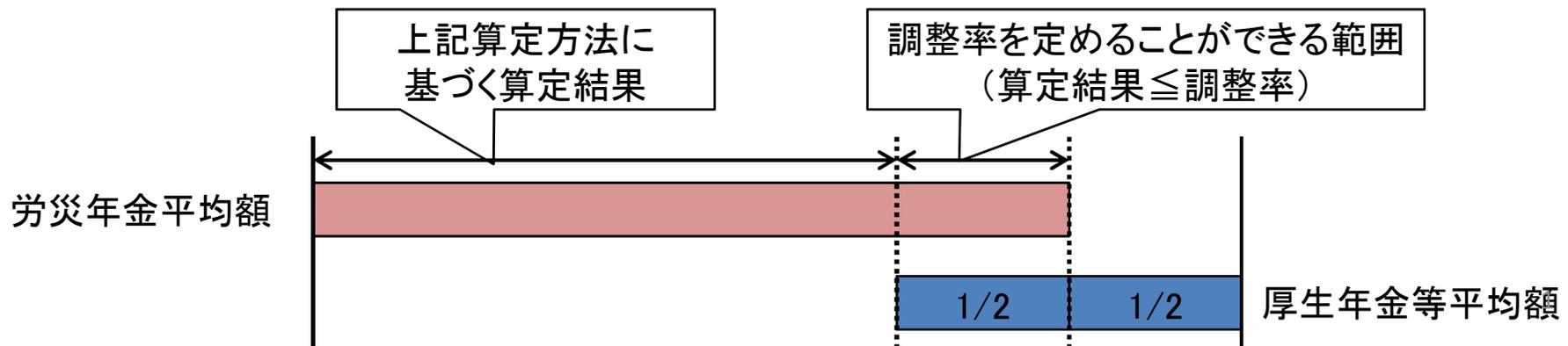
<併給調整制度の概要>

- 同一の事由について労災保険の年金給付と厚生年金保険等の年金給付が併給される場合、事業主の費用の二重負担や損害の重複填補を避けるという観点から、一定の方法により支給額が調整されることとなる。具体的には、労災保険の年金給付については、調整率を乗じることにより減額して支給し、厚生年金保険等の年金給付についてはそのまま全額を支給することとなっている。
- 調整率については、下記の算定式によって得られた率を下らない範囲内で、政令で定めることとされている。

<調整率の算定方法>

$$\left(\begin{array}{l} \text{年金の種類別の、前々保険年度} \\ \text{における調整対象者全員の調整} \\ \text{前の労災年金額の平均額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{年金の種類別の、前々保険年度にお} \\ \text{ける調整対象者全員の併給される厚} \\ \text{生年金保険等の年金額の平均額} \end{array} \right) \times 1/2$$

$$\text{算定結果} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{年金の種類別の、前々保険年度における調整対象者全員の調整前} \\ \text{の労災年金額の平均額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{年金の種類別の、前々保険年度にお} \\ \text{ける調整対象者全員の併給される厚} \\ \text{生年金保険等の年金額の平均額} \end{array} \right) \times 1/2}{\left(\begin{array}{l} \text{年金の種類別の、前々保険年度における調整対象者全員の調整前} \\ \text{の労災年金額の平均額} \end{array} \right)} \leq \text{調整率}$$



＜改正の概要＞
 労災の傷病(補償)年金と障害厚生年金のみ受給している場合の調整率の算定結果は0.8748となっており、現行の調整率0.86は算定結果を下回っていることから、調整率の改定が必要である。
 改正後の調整率は、算定結果を下回らない範囲内である0.88とする。

＜算定結果と現行の調整率との比較＞ ※()内は現行調整率

併給される年金給付	国民年金及び厚生年金(別表第1第1号)		厚生年金のみ(別表第1第2号)		国民年金のみ(別表第1第3号)	
	遺族厚生年金及び遺族基礎年金又は寡婦年金	障害厚生年金及び障害基礎年金	遺族厚生年金	障害厚生年金	遺族基礎年金又は寡婦年金	障害基礎年金
労災給付						
障害補償年金、障害年金		(0.73) 0.6534		(0.83) 0.7867		(0.88) 0.7815
遺族補償年金、遺族年金	(0.80) 0.6953		(0.84) 0.7483		(0.88) 0.7736	
傷病補償年金、傷病年金		(0.73) 0.7015		(0.86) 0.8748		(0.88) 0.8190

併給される年金給付	旧厚生年金 (昭和60年改正法附則第116条第2、4項)		旧国民年金 (昭和60年改正法附則第116条第3、4項)		旧船員保険 (昭和60年改正法附則第116条第3、4項)	
	旧遺族厚生年金	旧障害厚生年金	旧母子、準母子、遺児、寡婦年金	旧障害年金	旧遺族年金	旧障害年金
労災給付						
障害補償年金、障害年金		(0.74) 0.6428		(0.89) 0.7854		(0.74) -0.0110
遺族補償年金、遺族年金	(0.80) 0.7506		(0.90) 0		(0.80) 0.6642	
傷病補償年金、傷病年金		(0.75) 0.7325		(0.89) 0.8416		(0.75) 0

＜給付額への影響等＞
 労災の傷病(補償)年金と障害厚生年金のみ受給している場合の調整率が、現行の0.86から0.88へ改定された場合、平成26年度の実際の労災年金支払額を参考にすると、調整率の改定によって労災年金支払額に影響が生じるのは55件であり、年間で約300万円の支出増が見込まれるが、労災保険率への影響はほぼないものと考えられる。